

第12回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年**12月8日**（木曜日）
午前**10時**

開催場所

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
当社本店

決議事項

- 第1号議案 **定款一部変更の件**
- 第2号議案 **取締役11名選任の件**
- 第3号議案 **監査役2名選任の件**

感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により、事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただくよう、お願い申し上げます。会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、ご準備できる座席が40席程度となる関係上、ご入場いただける株主さまは座席数を上限とさせていただきます。満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

議決権行使について



書面又はインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年12月7日（水曜日）
午後5時30分まで

「株主優待のお知らせ」は、
36ページをご覧ください。

株式会社ノエビアホールディングス

証券コード：4928

株主各位

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
株式会社ノエビアホールディングス
代表取締役社長 大倉 俊

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただくよう、お願い申し上げます。

会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、ご準備できる座席が40席程度となる関係上、ご入場いただける株主さまは座席数を上限とさせていただきます、満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年12月7日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具



書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権の行使

4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる開示について

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第19条に基づき当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

アドレス

<https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm>

1 日 時 2022年12月8日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）

2 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1 当社本店

3 目的事項

報告事項	第12期（2021年10月1日から2022年9月30日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件

4 議決権行使について

議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載をさせていただきます。

アドレス



<https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm>

感染症拡大防止への対応について

本株主総会におきましては、感染症拡大防止のため、以下の対応を実施させていただき予定で
す。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただくよう、お願い申し上げます。
インターネット等による議決権行使方法は、4ページをご覧ください。
- 会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、ご準備できる座席が40席程度となる関係上、ご入場いただける株主さまは座席数を上限とさせていただき、満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場入口にアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご入場の際にご使用ください。
受付にて、検温をさせていただきます。発熱や咳等の症状のある方や体調不良とお見受けした方は、会場への入場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- 当社役員につきましても、感染症拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、当日の健康状態にかかわらず、一部の役員はウェブ会議システムでの出席とさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ホームページにてお知らせいたします。

アドレス



<https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm>

インターネット等による議決権行使のご案内



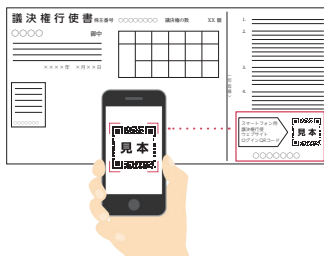
議決権行使期限

2022年12月7日(水曜日)
午後5時30分まで

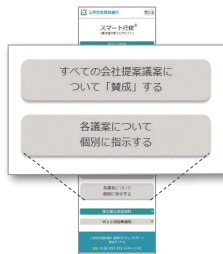
QRコードを読み取る方法(スマート行使[®])

スマートフォンやタブレットで、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご確認ください。なお、議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ接続料金及び通信料金は、株主さまのご負担になります。

議決権行使コード、パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>



1 議決権行使専用サイトへアクセス

※ ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ※

- サイトの利便性向上のため、「インターネットによる議決権行使ウェブサイト」の起動内容をよく目録いたしました。ご不明な点はお問い合わせください。詳しくは「お問い合わせ」をご覧ください。
- 投票を中止する場合は、Webブラウザを閉じてください。

1 「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

※ ログイン ※

2 議決権行使コード
3 ログイン

議決権行使書用紙に記載された 2 「議決権行使コード」を入力し、 3 「ログイン」をクリック

3 パスワードを入力

※ 現在お登録中のパスワードを再入力 ※

4 パスワード
5 ご使用になる新しいパスワード
6 登録

議決権行使書用紙に記載された 4 「パスワード」を入力し、 5 「ご使用になる新しいパスワード」を設定し、 6 「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号 議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)に規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日から施行されたことに伴い、定款を変更するものであります。

変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更案
第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	削除
新設	第19条(電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
新設	附則 (電子提供措置等に関する経過措置) 1. 2022年9月1日から6ヶ月以内に開催する株主総会については、変更前定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 2. 2022年9月1日から9ヶ月を経過した日のあと、本附則を削除する。

第2号 議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役11名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	おお くら 大 倉 晃 <small>ひろし</small>	再任 代表取締役会長
2	おお くら 大 倉 俊 <small>たかし</small>	再任 代表取締役社長
3	よし だ いっ こう 吉 田 一 幸	再任 常務取締役
4	かい でん やす お 海 田 安 夫	再任 取締役
5	なか の まさ たか 中 野 正 隆	再任 取締役
6	た なか さ なえ 田 中 早 苗	再任 社外 独立 社外取締役
7	き なみ ま ほ 木 南 麻 浦	再任 社外 独立 社外取締役
8	あ べ え み ま 阿 部 絵 美 麻	再任 社外 独立 社外取締役
9	つち だ りょう 土 田 亮	再任 社外 独立 社外取締役
10	いし みつ ま り 石 光 真 理	再任 社外 独立 社外取締役
11	くろ だ は る ひ 黒 田 は る ひ	再任 社外 独立 社外取締役

株主総会参考書類

候補者番号

1

おお くら ひろし

大倉 昊

(1936年8月9日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1964年4月 ジェイ・エイチ・オークラ・エンド・コンパニーを創業
1971年6月 (株)ジェイ・エイチ・オークラ・エンド・コンパニーを設立
同社代表取締役社長
1978年5月 (株)ノエビアに社名変更
同社代表取締役社長
2009年9月 同社代表取締役会長
2011年3月 同社代表取締役退任
当社代表取締役会長 (現)

取締役候補者とした理由

創業者として、当社グループ全体の発展に貢献しており、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

1,000,000株

候補者番号

2

おお くら たかし

大倉 俊

(1964年1月16日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1990年9月 (株)ノエビア入社
1993年12月 同社取締役営業本部副本部長兼国際担当
1998年2月 同社常務取締役経営企画室長兼第一営業部担当兼
第四営業部担当
2001年12月 同社代表取締役副社長
2009年9月 同社代表取締役社長
2011年3月 同社代表取締役退任
当社代表取締役社長 (現)

取締役候補者とした理由

当社設立時から代表取締役社長としてグループ経営に取り組み、グループ全体の業績拡大において、中心的な役割を果たしていることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

3,700,000株

〈重要な兼職〉ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク CEO

候補者番号

3

よし だ いっ こう
吉田 一幸

(1957年6月10日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年1月 (株)ノエビア入社
 2007年12月 同社取締役経営企画部長兼広報・IR部担当
 2009年12月 同社取締役上席執行役員経営企画部長
 2011年3月 同社取締役退任
 当社取締役上席執行役員経営企画部長
 2013年12月 当社取締役上席執行役員経営企画部長兼広報・IR部長
 2014年12月 当社取締役経営企画、広報・IR部門統括責任役員
 2021年9月 当社常務取締役管理部門統括責任役員 (現)

取締役候補者とした理由

当社において、グループ全体の管理部門の統括を務めており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

3,070株

候補者番号

4

かい でん やす お
海田 安夫

(1955年11月4日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年7月 (株)ノエビア入社
 1994年12月 同社取締役営業本部副本部長中部地区担当
 2009年12月 同社取締役上席執行役員生産物流本部長兼情報システム部担当
 2011年3月 同社代表取締役社長 (現)
 当社取締役 (現)

取締役候補者とした理由

当社における重要な子会社の代表取締役社長を務めており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

29,270株

〈重要な兼職〉(株)ノエビア代表取締役社長

株主総会参考書類

候補者番号

5

なか の まさ たか

中野正隆

(1952年4月18日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年6月 (株)ノエビア入社
1995年10月 (株)ノブ代表取締役社長
2000年6月 (株)サナ代表取締役社長
2004年9月 常盤薬品工業(株)取締役副社長
2010年2月 同社代表取締役社長
2011年3月 当社取締役(現)
2022年9月 常盤薬品工業(株)代表取締役会長(現)

〈重要な兼職〉常盤薬品工業(株)代表取締役会長

取締役候補者とした理由

当社における重要な子会社の代表取締役会長を務めており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

8,354株

候補者番号

6

た なか さ なえ

田中早苗

(1962年7月15日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年4月 弁護士登録
1991年9月 田中早苗法律事務所開設(現)
2007年4月 (株)テレビ朝日放送番組審議会副委員長(現)
2011年3月 当社社外取締役(現)
2015年3月 (株)パイロットコーポレーション社外取締役(現)
2015年5月 松竹(株)社外取締役(現)

〈重要な兼職〉田中早苗法律事務所代表
(株)パイロットコーポレーション社外取締役
松竹(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士及び他社の社外取締役等として、専門的な見識を有し、当社取締役に於いて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

135株

候補者番号

7

き な み ま ほ
木南麻浦

(1976年2月14日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年12月 弁護士登録
藏王法律事務所入所
2017年12月 当社社外取締役（現）
きなみ法律事務所開設（現）
2019年6月 ㈱アドバネクス社外取締役
2022年6月 ソースネクスト㈱社外監査役（現）

〈重要な兼職〉 きなみ法律事務所代表
ソースネクスト㈱社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士及び他社の社外監査役として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

135株

候補者番号

8

あ べ え み ま
阿部絵美麻

(1979年12月31日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年12月 弁護士登録
2016年8月 マックス総合法律事務所
(現宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所) 入所（現）
2018年12月 当社社外取締役（現）
2022年3月 B-Rサーティワンアイスクリーム㈱社外取締役（現）

〈重要な兼職〉 B-Rサーティワンアイスクリーム㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士及び他社の社外取締役として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

81株

株主総会参考書類

候補者番号

9

つち だ りょう

土田 亮

(1968年7月4日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年4月 東亜大学法学部助教授
2003年4月 名城大学法学部助教授
2010年1月 弁護士登録
法律事務所フロンティア・ロー入所（現）
2011年4月 大宮法科大学院大学教授
2014年4月 専修大学法学部教授
2017年11月 ユーピーアール(株)社外取締役（現）
2018年12月 当社社外監査役
2020年4月 上智大学法科大学院教授（現）
2021年12月 当社社外取締役（現）

〈重要な兼職〉 ユーピーアール(株)社外取締役
上智大学法科大学院教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士、大学教授及び他社の社外取締役等として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

406株

候補者番号

10

いし みつ ま り

石光 真理

(1973年10月3日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2006年10月 弁護士登録
野垣法律事務所入所
2008年5月 (株)愛媛朝日テレビ番組審議委員（現）
2009年4月 森・石光法律事務所開設
2021年4月 愛媛弁護士会副会長（現）
2021年10月 みかん法律事務所設立（現）
2021年12月 当社社外取締役（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

71株

候補者番号

11

くろだ

黒田はるひ

(1987年4月16日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2011年 8月 弁護士登録
- 2011年 9月 西村あさひ法律事務所入所
- 2016年 4月 本間合同法律事務所入所（現）
- 2021年12月 当社社外取締役（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

71株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中早苗氏、木南麻浦氏、阿部絵美麻氏、土田亮氏、石光真理氏及び黒田はるひ氏は、社外取締役候補者であり、当社は各氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。
- 田中早苗氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年9ヶ月となります。
- 木南麻浦氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
- 阿部絵美麻氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
- 土田亮氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- 石光真理氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- 黒田はるひ氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、田中早苗氏、木南麻浦氏、阿部絵美麻氏、土田亮氏、石光真理氏及び黒田はるひ氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。
- これにより、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告24ページに記載のとおりです。各候補者が取締役役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、また本定時株主総会後に迎える当該契約の保険期間満了後も、契約を継続する予定です。
5. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ノエビアホールディングス役員持株会におけるそれぞれの持分を含んでおります。

株主総会参考書類

(ご参考) 第2号議案の承認が得られた場合の取締役のスキル・マトリックスは、以下のとおりです。

スキルの位置づけ : 当社が取締役に貢献を期待する分野

氏名				経営	生産 研究開発	財務会計	法務 コンプライアンス	ESG
おお	くら	ひろし	大 倉 昊	●	●		●	●
おお	くら	たかし	大 倉 俊	●	●	●	●	●
よし	だ	いっ	吉 田 一 幸	●	●	●	●	●
かい	でん	やす	海 田 安 夫	●	●		●	●
なか	の	まさ	中 野 正 隆	●	●		●	●
た	なか	さ	田 中 早 苗	●			●	●
き	なみ	ま	木 南 麻 浦				●	●
あ	べ	え	阿 部 絵 美 麻				●	●
つち	だ	りょう	土 田 亮	●			●	●
いし	みつ	ま	石 光 真 理				●	●
くろ	だ		黒 田 は る ひ				●	●

第3号 議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役濱口雅之氏が辞任され、監査役杉本和也氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

お やま たかし
小山 隆

(1955年8月20日生)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年10月 (株)ノエビア入社
 1999年12月 同社取締役人事部長
 2002年12月 同社取締役生産事業部長兼商品統括部長兼滋賀事業所担当
 2005年12月 同社取締役人事部長
 2011年3月 同社取締役退任
 当社上席執行役員総務部長兼秘書室担当
 2012年12月 (株)ノエビアアビエーション取締役
 2016年12月 当社上席執行役員総務部門統括責任役員
 2017年11月 (株)ノエビアアビエーション代表取締役会長
 2019年12月 当社上席執行役員総務、法務部門統括責任役員
 2021年12月 (株)ノエビアアビエーション取締役会長(現)
 2022年1月 当社上席執行役員総務法務部門統括責任役員(現)

〈重要な兼職〉(株)ノエビアアビエーション取締役会長

監査役候補者とした理由

当社の上席執行役員総務法務部門統括責任役員及び当社グループ事業会社の取締役会長を務めており、豊富な経験と法務及びコンプライアンスに関する高い知見並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、監査役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

9,541株

株主総会参考書類

候補者番号

2

すぎもと かず や
杉本和也

(1965年10月6日生)

再任

社外監査役

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1995年10月 公認会計士登録
2015年4月 杉本会計事務所開設(現)
2018年12月 当社社外監査役(現)

〈重要な兼職〉杉本会計事務所代表

社外監査役候補者とした理由

公認会計士及び税理士として、専門的な見識と財務及び会計に関する幅広い知見を有し、客観的な立場からの有益な監査を実施していることにより、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外監査役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

676株

- (注) 1. 両候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小山隆氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 杉本和也氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 杉本和也氏は、社外監査役候補者であり、当社は同氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 監査役との責任限定契約について
当社は、小山隆氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。これにより、同氏はその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしたします。
また、当社は、杉本和也氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告24ページに記載のとおりです。両候補者が監査役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、また本定時株主総会後に迎える当該契約の保険期間満了後も、契約を継続する予定です。
7. 両候補者の所有する当社の株式の数には、ノエビアホールディングス役員持株会におけるそれぞれの持分を含んでおります。

以上

1 グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年10月1日～2022年9月30日）における景気の動向は、持ち直しの動きがみられたものの、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響等により、依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループが事業を展開する市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。

このような環境の中、中期経営計画のテーマ「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高61,143百万円、営業利益10,115百万円、経常利益10,406百万円、親会社株主に帰属する当期純利益7,589百万円となりました。

▶ 売上高

61,143百万円 (前期**51,272**百万円)

▶ 営業利益

10,115百万円 (前期**8,557**百万円)

▶ 経常利益

10,406百万円 (前期**8,972**百万円)

▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

7,589百万円 (前期**6,383**百万円)

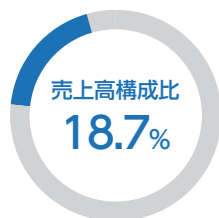
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年9月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっているため、ご参考として、括弧内に前期実績を記載しております。

セグメント別の状況



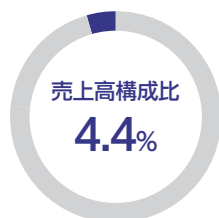
化粧品事業 売上高 **47,032百万円** セグメント利益 **10,814百万円**

化粧品事業は、売上高47,032百万円、セグメント利益10,814百万円となりました。



医薬・食品事業 売上高 **11,408百万円** セグメント利益 **1,157百万円**

医薬・食品事業は、売上高11,408百万円、セグメント利益1,157百万円となりました。



その他の事業 売上高 **2,703百万円** セグメント利益 **381百万円**

その他の事業は、売上高2,703百万円、セグメント利益381百万円となりました。



2 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響は、今後も不透明な状況が見込まれます。

このような環境の中、当社グループの主要事業である化粧品、医薬・食品事業の市場における変化や多様化に対応するため、中期経営計画のテーマ「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」を推し進めていくことが対処すべき課題と認識しております。

3 経営方針及び中長期的な戦略

当社グループでは、売上高、営業利益及び自己資本当期純利益率/ROEを重要な経営指標とし、企業価値の最大化と収益性の向上を実現してまいります。

テーマ グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現

- 5つの方針**
- 1 日本市場でのイノベーションと持続的利益創出
 - 2 ブランド価値の向上
 - 3 人材、組織の多様化加速
 - 4 研究開発・生産・物流の多様化加速による競争力強化
 - 5 変化に対応できる経営の推進

2023年9月期の連結業績予想

売上高 **616**億円 営業利益 **107**億円

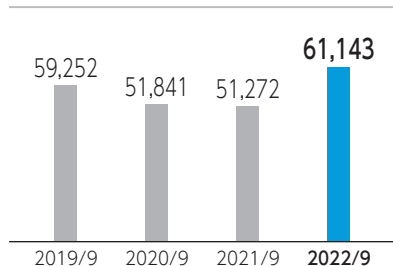
4 財産及び損益の状況

区 分	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
	(2018年10月1日～ 2019年9月30日)	(2019年10月1日～ 2020年9月30日)	(2020年10月1日～ 2021年9月30日)	当連結会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月30日)
売上高 (百万円)	59,252	51,841	51,272	61,143
営業利益 (百万円)	11,992	8,060	8,557	10,115
経常利益 (百万円)	12,247	8,242	8,972	10,406
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,226	5,618	6,383	7,589
営業利益率 (%)	20.2	15.5	16.7	16.5
1株当たり当期純利益 [EPS] (注1.) (円)	211.57	164.48	186.88	222.20
1株当たり配当金 (円)	200	205	210	215
自己資本当期純利益率 [ROE] (%)	13.8	10.7	12.3	14.6
総資産 (百万円)	83,330	80,052	80,448	76,781
純資産 (百万円)	52,946	52,243	52,233	52,384

(注) 1. 1株当たり当期純利益 [EPS] は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

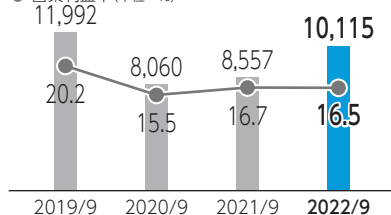
売上高

(単位：百万円)



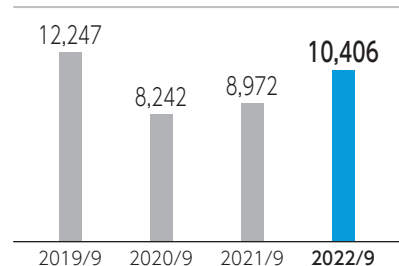
営業利益 / 営業利益率

■ 営業利益 (単位：百万円)
 ● 営業利益率 (単位：%)



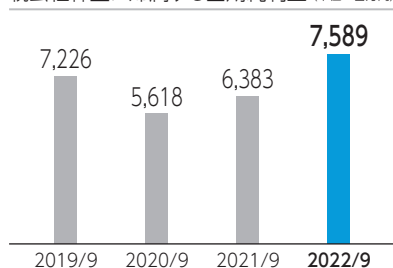
経常利益

(単位：百万円)



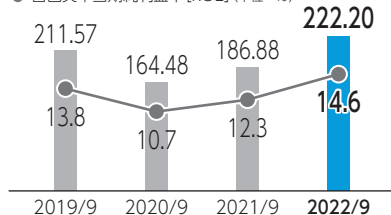
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



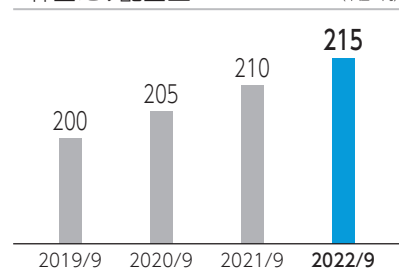
1株当たり当期純利益 [EPS] / 自己資本当期純利益率 [ROE]

■ 1株当たり当期純利益 [EPS] (単位：円)
 ● 自己資本当期純利益率 [ROE] (単位：%)



1株当たり配当金

(単位：円)



5 主要な事業内容

区分	主要な事業内容
化粧品事業	化粧品及びトイレットリーの製造販売、化粧雑貨の仕入販売
医薬・食品事業	医薬品及び食品の製造・仕入販売
その他の事業	アパレル・ボディファッション及び航空機・船舶の仕入販売、航空運送・操縦訓練事業、その他

6 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ノエビア	7,319百万円	100%	化粧品の製造販売、栄養補助食品の仕入販売
常盤薬品工業株式会社	4,301百万円	100%	医薬品及び食品の製造販売、化粧品の仕入販売

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

特定完全子会社の名称	株式会社ノエビア
特定完全子会社の住所	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	40,819百万円
当社の総資産額	57,581百万円

7 主要な営業所及び工場等

当社

神戸本社（本店） 神戸市中央区
東京本社 東京都中央区

株式会社ノエビア

神戸本社（本店） 神戸市中央区
営業拠点 仙台、東京、名古屋、神戸、広島、福岡
工場 滋賀工場 滋賀県東近江市
研究所 グループ総合研究所 滋賀県東近江市

常盤薬品工業株式会社

神戸本社（本店） 神戸市中央区
営業拠点 仙台、東京、名古屋、神戸、広島、福岡
工場 三重工場 三重県伊賀市

8 従業員の状況

グループ従業員数	1,398名
----------	--------

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員169名(年平均)は含まれておりません。

9 資金調達の状況と主要な借入先

資金調達の状況については特記すべき事項はございません。また、主要な借入先については該当事項はございません。

10 剰余金の配当に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と考えております。よって、中長期的な事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的な配当を継続することを基本方針としております。当期の期末配当金は上記方針に則り、直近の配当予想から5円増配し、1株当たり普通配当215円といたします。

次期の配当金は、1株当たり普通配当年間215円を予定しております。

11 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額：605百万円
主に、滋賀工場及び三重工場の製造設備によるものであります。

2 | 株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

1 発行可能株式総数	145,000,000株
2 発行済株式の総数	34,156,623株
3 株主数	20,208名
4 大株主	

株主名	持株数	持株比率
株式会社エヌ・アイ・アイ	12,382 千株	36.25 %
大倉 俊	3,700	10.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,390	7.00
大倉 昊	1,000	2.93
株式会社三井住友銀行	900	2.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	762	2.23
株式会社かんぽ生命保険	481	1.41
ノエビアホールディングス従業員持株会	386	1.13
日本コルマー株式会社	310	0.91
住友生命保険相互会社	300	0.88

(注) 持株比率は自己株式(270株)を控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しております。

3 会社役員状況

1 取締役及び監査役 (2022年9月30日現在)

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況等
代表取締役会長	大倉 昊	
代表取締役社長	大倉 俊	ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク CEO
常務取締役	吉田 一幸	管理部門 統括責任役員
取締役	海田 安夫	(株)ノエビア代表取締役社長
取締役	中野 正隆	常盤薬品工業(株)代表取締役会長
社外取締役	田中 早苗	弁護士 田中早苗法律事務所代表、 (株)パイロットコーポレーション社外取締役、松竹(株)社外取締役
社外取締役	木南 麻浦	弁護士 きなみ法律事務所代表、ソースネクスト(株)社外監査役
社外取締役	阿部 絵美麻	弁護士 宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所所属、 B-Rサーティワンアイスクリーム(株)社外取締役
社外取締役	土田 亮	ユーピーアール(株)社外取締役、上智大学法科大学院教授、 弁護士 法律事務所フロンティア・ロー所属
社外取締役	石光 真理	弁護士 みかん法律事務所所属
社外取締役	黒田 はるひ	弁護士 本間合同法律事務所所属
常勤監査役	濱口 雅之	
社外監査役	杉本 和也	公認会計士 杉本会計事務所代表
社外監査役	佐藤 香代	弁護士 法律事務所たいとう代表、(株)アドバンスト・メディア社外監査役 (株)アイ・エス・ビー社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 監査役杉本和也氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 2. 土田亮氏は、2021年12月6日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を退任し、社外取締役に就任しました。
 3. 当社は、取締役田中早苗氏、同木南麻浦氏、同阿部絵美麻氏、同土田亮氏、同石光真理氏及び同黒田はるひ氏、監査役杉本和也氏及び同佐藤香代氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当社と社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先との間には、特別の利害関係はありません。
 5. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年9月30日現在の取締役に兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	小山 隆	総務法務部門 統括責任役員
執行役員	橋本 真	人事部門 統括責任役員
執行役員	羽生 光嘉	経理部長
執行役員	鮎川 和也	経営企画、広報・IR部門 統括責任役員
執行役員	大倉 健	内部監査部門 統括責任役員

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。これにより、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金と争訟費用が補償されます。ただし、補償については限度額を設けており、また被保険者が法令違反を認識して行った行為等に起因した損害は補償対象外としております。

4 取締役及び監査役の報酬等の額

	報酬額	支給人員
取締役 (うち社外取締役を除く)	1,259 百万円 (1,224)	11 名 (5)
監査役 (うち社外監査役を除く)	43 (30)	4 (1)
社外役員	48	8

- (注) 1. 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役及び監査役の報酬額と支給人員数に、2021年12月6日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を退任し、社外取締役に就任した土田亮氏を含めております。なお、社外役員欄は実際の支給人員数を記載しております。

当社の役員報酬は、取締役においては、中期経営計画において「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」を目指し、企業価値の最大化と収益の向上を実現するために、各事業年度における会社業績への個人の貢献を勘案した報酬とし、株主総会において承認された総額の範囲内であることとしております。決定にあたり、手続きの公正性、透明性及び客観性を確保するため、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会において審議した結果を、取締役会へ答申し、取締役会は、その意見を尊重し審議の上、報酬のあり方や金額を取締役会決議により決定することとしております。

当事業年度においては、2022年1月以降の取締役の報酬額について、2021年12月に指名・報酬諮問委員会を開催し、委員全員が出席の上、審議、同月の取締役会へ答申を行い、同取締役会において上記の方針に基づいて審議、決定いたしました。

監査役においては、適法、適正な監査の実施のため、貢献に応じた報酬としております。株主総会において承認された総額の範囲内で、各監査役の能力、監査実績などを総合的に勘案し監査役会の協議にて決定することとしております。

当社の役員の報酬総額は、取締役報酬については、2018年12月7日開催の第8回定時株主総会において、年額15億円以内とすることが、監査役報酬については、2011年12月9日開催の第1回定時株主総会において、年額1億円以内とすることが、それぞれ決議されております。各決議当時の員数は、取締役は8名、監査役は3名です。

5 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田中早苗	12回/12回	—	弁護士及び他社の社外取締役等としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	木南麻浦	12回/12回	—	弁護士及び他社の社外監査役としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	阿部絵美麻	12回/12回	—	弁護士及び他社の社外取締役としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	土田亮	12回/12回	2回/2回	弁護士、大学教授及び他社の社外取締役等としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	石光真理	10回/10回	—	弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	黒田はるひ	10回/10回	—	弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外監査役	杉本和也	12回/12回	10回/10回	公認会計士としての経験と見識に基づき経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外監査役	佐藤香代	10回/10回	8回/8回	弁護士及び他社の社外監査役等としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。

- (注)1. 石光真理氏、黒田はるひ氏、佐藤香代氏は、2021年12月6日にそれぞれ社外取締役又は社外監査役へ就任した後の状況を記載しております。
2. 土田亮氏は、2021年12月6日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を退任し、社外取締役に就任しました。同氏の出席回数には、社外監査役在任中の状況を含めております。

4 | 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 監査役会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

4 非監査業務の内容

「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

連結計算書類

連結貸借対照表 2022年9月30日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	50,569	流動負債	9,653
現金及び預金	29,747	支払手形及び買掛金	2,935
受取手形及び売掛金	8,970	リース債務	93
商品及び製品	6,242	未払金	3,197
仕掛品	140	未払法人税等	1,085
原材料及び貯蔵品	1,467	賞与引当金	101
未収入金	3,391	その他	2,239
その他	617	固定負債	14,743
貸倒引当金	△7	リース債務	912
固定資産	26,212	長期預り保証金	12,001
有形固定資産	20,692	繰延税金負債	311
建物及び構築物(純額)	5,106	退職給付に係る負債	514
機械装置及び運搬具(純額)	784	その他	1,003
土地	13,554	負債合計	24,397
リース資産(純額)	928	純資産の部	
建設仮勘定	123	株主資本	50,300
その他(純額)	195	資本金	7,319
無形固定資産	418	利益剰余金	42,982
のれん	209	自己株式	△1
ソフトウェア	119	その他の包括利益累計額	1,755
その他	90	その他有価証券評価差額金	1,278
投資その他の資産	5,100	為替換算調整勘定	486
投資有価証券	2,132	退職給付に係る調整累計額	△8
繰延税金資産	1,729	非支配株主持分	328
その他	1,257	純資産合計	52,384
貸倒引当金	△19	負債純資産合計	76,781
資産合計	76,781		

連結損益計算書 2021年10月1日から2022年9月30日まで

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	61,143
売上原価	19,050
売上総利益	42,093
販売費及び一般管理費	31,977
営業利益	10,115
営業外収益	291
受取利息	10
受取配当金	18
為替差益	103
保険配当金	22
受取損害賠償金	44
その他	92
営業外費用	0
その他	0
経常利益	10,406
特別利益	1,083
固定資産売却益	121
退職給付制度改定益	961
特別損失	329
固定資産除売却損	18
減損損失	310
税金等調整前当期純利益	11,161
法人税、住民税及び事業税	2,359
法人税等調整額	1,147
当期純利益	7,654
非支配株主に帰属する当期純利益	64
親会社株主に帰属する当期純利益	7,589

計算書類

貸借対照表 2022年9月30日現在

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,027
現金及び預金	3,327
売掛金	175
前払費用	43
未収入金	1,480
その他	1
固定資産	52,554
投資その他の資産	52,554
投資有価証券	1,866
関係会社株式	50,167
関係会社長期貸付金	520
その他	0
資産合計	57,581

科目	金額
負債の部	
流動負債	280
未払金	130
未払費用	6
未払法人税等	21
預り金	55
その他	66
固定負債	228
繰延税金負債	228
負債合計	508
純資産の部	
株主資本	55,915
資本金	7,319
資本剰余金	25,918
資本準備金	1,830
その他資本剰余金	24,088
利益剰余金	22,679
その他利益剰余金	22,679
繰越利益剰余金	22,679
自己株式	△1
評価・換算差額等	1,157
その他有価証券評価差額金	1,157
純資産合計	57,073
負債純資産合計	57,581

損益計算書 2021年10月1日から2022年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	10,202
一般管理費	2,812
営業利益	7,389
営業外収益	23
受取利息	3
受取配当金	15
受取手数料	1
その他	3
経常利益	7,413
税引前当期純利益	7,413
法人税、住民税及び事業税	30
法人税等調整額	27
当期純利益	7,355

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月8日

株式会社ノエビアホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 岡 宏 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノエビアホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノエビアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月8日

株式会社ノエビアホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 岡 宏 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノエビアホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月9日

株式会社ノエビアホールディングス 監査役会

常勤監査役 濱 口 雅 之 ㊟

社外監査役 杉 本 和 也 ㊟

社外監査役 佐 藤 香 代 ㊟

株主の皆さまの日ごろのご支援に感謝し、株主優待を実施させていただきます。

■ 対象者

2022年9月30日現在100株以上保有の株主さま

■ お申込み期間

2022年11月25日(金) ▶ 12月9日(金)

※締切日(12月9日)までにお申込みがない場合、株主優待品の発送は対応いたしかねます。

■ お申込み方法 ※WEB申込み制

当社ホームページの株主優待サイトから、同封のご通知書に記載の「ID(株主番号)」と「パスワード」を入力してお申込みください。お申込み後の変更はお受けできませんのでご注意ください。

■ WEB商品カタログ

WEB商品カタログで当社商品を簡単にご覧いただけます。

株主優待サイト



WEB商品カタログ



■ 株主優待品内容

1,000株以上保有の株主さま

「ノエビアグループ商品セット」又は「ノエビア商品フリーチョイス」からお選びください。(税抜22,000円相当)



ノエビアグループ商品セット

<写真左より>

- ・ノエビア 99プラス クレンジングフォーム(ジェントル)
- ・ノエビア 99プラス ミルクローション(リッチ)
- ・ノエビア ブランコンディショナー
- ・ノエビア 薬用ハンドクリアエッセンス <指定医薬部外品>
- ・ノブ フォーミングソープ
- ・エクセル スキニーリッチシャドウ SR11(ブリックブラウン)

100株以上1,000株未満保有の株主さま

ノエビアグループ商品Aセット又はBセットからお選びください。(税抜2,000円相当)

Aセット



Bセット



<Aセット>

- ・ノブ ソープD
- ・ノエビア キッチンメイトN(ハーフサイズ)

<Bセット>

- ・ノエビア 薬用プロテクトハンドクリーム<医薬部外品>
- ・なめらか本舗 WRクレンジング洗顔 N

<お問合せ先>

株主優待サポートデスク TEL:0120-191-115 (9:00~17:00/土・日・祝日除く)

株主メモ

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日
定時株主総会	毎年12月
株主確定日	9月30日、3月31日
単元株式数	100株
株主名簿管理人 及び特別口座 の口座管理機関	〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉2-8-4 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社で行っております。

電子公告掲載のホームページアドレス <https://www.noevirholdings.co.jp/ir/announce/index.htm>

株主総会会場 ご案内図

会場

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
当社本店



交通



当社は、株主総会におけるお土産配布は行っておりません。
ご了承ください。

